

## 資格確認書の様式等の標準化について

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う現行の健康保険証の廃止について、マイナンバー法等の一部改正法の施行期日を定める政令に基づき、令和 6 年 12 月 2 日より、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することとなりました。

現行の保険証の廃止に伴い、マイナンバーカードを取得していない等の理由によりマイナ保険証でのオンライン資格確認ができない方向けに保険者が発行する資格確認書により、被保険者資格を確認することとされています。

このため、県としては、資格確認書の標準化様式を作成するため、県内各市町村に対し、以下のとおり、標準化様式の原案を提示し、意見を徴収いたしました。

今後当該意見を参考に、標準化様式を修正し、改めて、各委員に最終版をお示しいたします。

### 【標準化様式の原案】

#### 1 資格確認書記載項目

- ・ 国が示した必須記載項目は全て記載し、任意記載項目は全て不記載とする。

必須記載項目	任意記載項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氏名・性別・生年月日</li> <li>・ 世帯主氏名又は組合員氏名</li> <li>・ 被保険者記号・番号・枝番、保険者番号・交付者名又は保険者名</li> <li>・ 適用開始年月日又は資格取得年月日、交付年月日</li> <li>・ 高齢受給者証に係る負担割合、発効期日</li> <li>・ 有効期限</li> <li>・ 特別療養費の対象者である場合はその旨</li> <li>・ 住所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一部負担金限度額（高額療養費）の適用区分、発効期日</li> <li>・ 食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額減額の適用区分、発効期日</li> <li>・ 長期入院該当日</li> <li>・ 認定を受けた特定疾病及び自己負担限度額の区分、発効期日</li> </ul>

#### 2 資格確認書のサイズ、材質等

- ・ 現行の健康保険証と同様にカード型とし、紙又はプラスチックとする。
- ・ 色調は判別がつきやすいように毎年度変更することとする。

#### 3 資格確認書の交付対象者

- ・ 交付対象者は、国が示す想定される対象者に交付するものとし、マイナ保険証も資格確認書も保有しない被保険者が生じないように対応することとする。

#### 4 資格確認書の有効期限

- ・ 有効期限は、現行の健康保険証と同様に最大 1 年間とする。